

令和3年（ケ）第70号

ご 注 意

本件ファイルの現況調査報告書及び評価書には、物件1ないし4について記載されていますが、売却対象は物件1，2，4ですので、ご注意ください。

横浜地方裁判所小田原支部民事部不動産競売係

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 10 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 杉 山 優 依

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 12 月 4 日から 令和 7 年 12 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 12 月 17 日 午前 10 時 00 分 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 1 月 6 日 午前 9 時 50 分 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 12 月 24 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 12 月 24 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 9 月 10 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）に行います。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和3年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2, 4☆	16, 992, 000 13, 593, 600	一括	3, 398, 400	0	0
1	11, 850, 000				
2	4, 500, 000				
4	642, 000				



物 件 目 録

- | | | | |
|----|---|---|-----------------|
| ☆1 | 所 | 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢 |
| | 地 | 番 | 1 9 6 4 番 2 0 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 1 9 5 7 平方メートル |
| ☆2 | 所 | 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢 |
| | 地 | 番 | 1 9 6 4 番 1 7 7 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 7 4 3 平方メートル |
| ☆4 | 所 | 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢 |
| | 地 | 番 | 1 9 6 4 番 1 7 9 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 1 0 6 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 6年11月14日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 別 所 奈 保

1 不動産の表示

【物件番号1, 2, 4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2, 4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2, 4】

本件所有者が占有している

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2, 4】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-----------------|
| 1 | 所 | 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字兔沢 |
| | 地 | 番 | 1 9 6 4 番 2 0 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 1 9 5 7 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字兔沢 |
| | 地 | 番 | 1 9 6 4 番 1 7 7 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 7 4 3 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字兔沢 |
| | 地 | 番 | 1 9 6 4 番 1 7 9 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 1 0 6 平方メートル |



令和 3 年(ケ)第 70 号
令和 3 年 6 月 24 日受理
令和 3 年 8 月 3 日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所小田原支部

執行官 小早川 健 造

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢

地 番 1 9 6 4 番 2 0

地 目 畑

地 積 1 9 5 7 平方メートル
- 2 所 在 足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢

地 番 1 9 6 4 番 1 7 7

地 目 畑

地 積 7 4 3 平方メートル
- 3 所 在 足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢

地 番 1 9 6 4 番 1 7 8

地 目 畑

地 積 7 1 1 平方メートル
- 4 所 在 足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢

地 番 1 9 6 4 番 1 7 9

地 目 畑

地 積 1 0 6 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1～4		
現況地目	☐ 宅地 (物件) ☐ 公衆用道路 (物件) ☒ 畑 (物件1～4) ☐ 雑種地 (物件) ☐ 山林 (物件) ☐ ☐		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が本土地を 状態で 占有している ☒ 上記の者が物件1～4土地を 畑 (休耕地) の状態で 占有している ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐		
その他の事項			
執行官保管の 仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 年()第 号 保管開始日 年 月 日]		
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

一 本件土地（物件1～4）について

- 1 (1) 本件土地（物件1～4）には、現場の状況からして、第三者の占有徴表は認められない。
 - (2) 本件評価人によると、物件1土地について前所有者が資材置場として使用することの許可を受けているとのことである。現場の状況からしても、接面道路から物件1土地の中心部へと通路化されている状況が見受けられた。しかしながら、舗装されているわけではなく、現に耕作されている様子が見受けられなかったものの、草刈り等を施すことにより耕作は可能であろうと思われる。
 - (3) また本件評価人によると、物件2～4土地については特に農地以外の目的で使用することの許可は見当たらないとのことである。現場の状況からすると、灌木・雑草に覆われた部分、あるいは若干雑草を刈り取られた部分が認められたが、現に耕作している様子は見受けられなかった。しかしながら、これら土地についても、灌木等の伐採ないし草刈り等を施すことにより耕作は可能であろうと思われる。
 - (4) 本件土地（物件1～4）には、建物その他の工作物は見受けられなかった。
 - (5) よって、本件土地（物件1～4）は、所有者が畑（休耕地）の状態で占有しているものと認める。
- 2 (1) 物件2・3土地の南西側は樹木・灌木等で覆われている部分が多く、立ち入ることができなかった。
 - (2) 物件4土地は物件1土地の南東側に隣接しているところ、同所も樹木・灌木等で覆われているため立ち入ることができず、接面道路から見分したものである。
 - (3) 物件2土地（西側隅）上には、電柱が1本存している。

二 筆界その他について

- 1 本件土地（物件1～4）の筆界及び隣接地との境界は、判然としなかった。
- 2 本件土地（物件1～4）について、所有者に対し書面を送付して照会したが、何らの連絡も得られなかった。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
3 年 6 月 30 日 (水) 12 : 30 - 12 : 45	目的物件所在地	目的物件確認, 外観調査, 写真撮影
3 年 7 月 1 日 (木) 9 : 00 - 9 : 05	横浜地方法務局西湘二宮支局	登記事項証明書申請・受領
3 年 7 月 8 日 (木) : - :	照会書送付	所有者宛送付 (占有関係等調査)
3 年 7 月 12 日 (月) 9 : 40 - 9 : 50	目的物件所在地	外観・立入調査, 写真撮影
3 年 7 月 17 日 (土) 12 : 00 - 13 : 10	目的物件所在地	外観・立入調査, 写真撮影 [評価人同行]
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

1965-33 1965-28 1965-25 1964-131 1964-151 1964-76 1964-83 1965-58 1964-169 1965-37 1965-56

本図はA3をA4に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢				地番	1964番20			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	大正13年3月				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局西湘二宮支局管轄)

令和3年5月7日

横浜地方法務局

登記官

請求番号：89-1

(1/1)

(5 枚目)

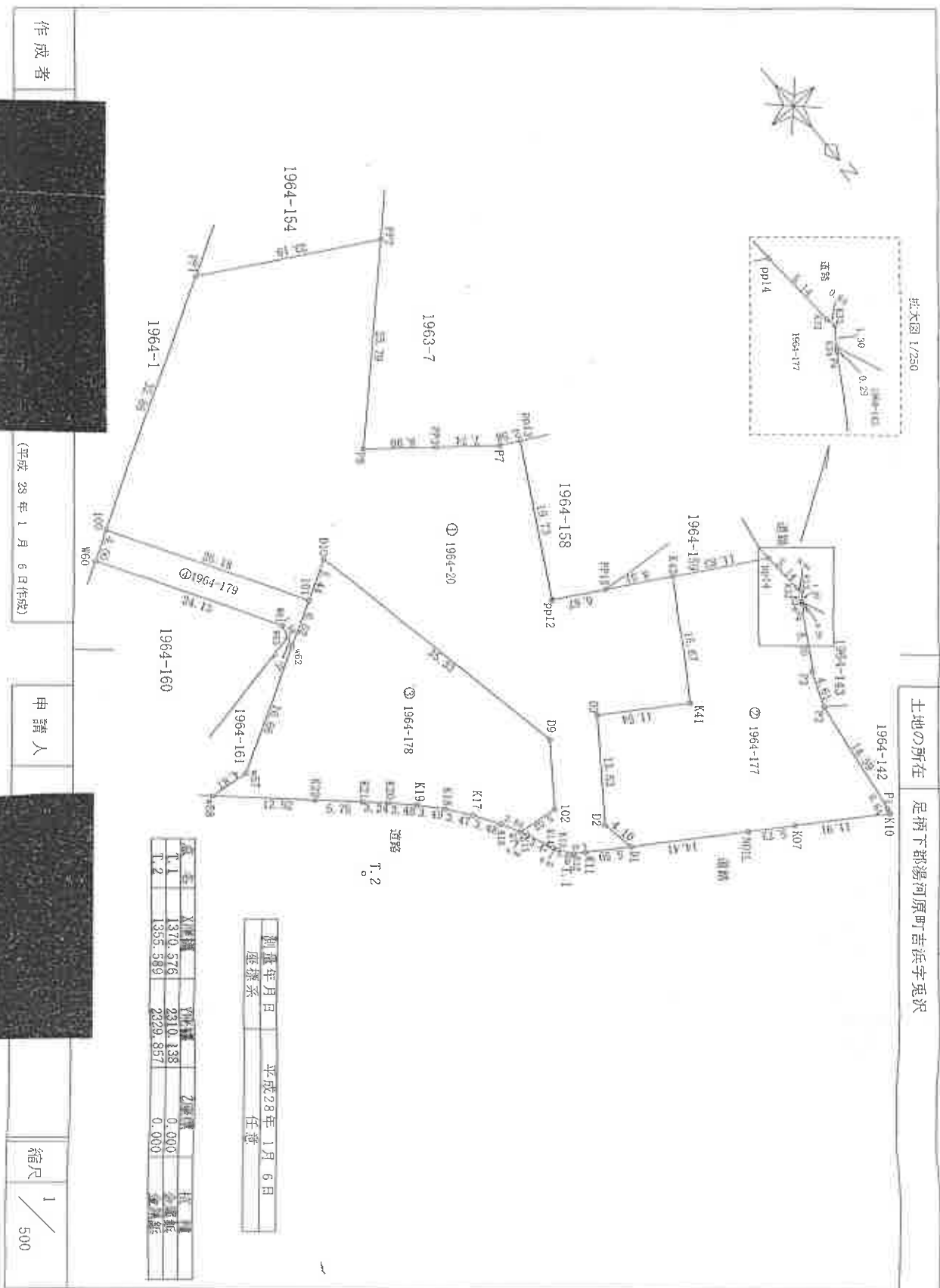


登記年月日：平成28年1月14日

本図はA3をA4に縮小

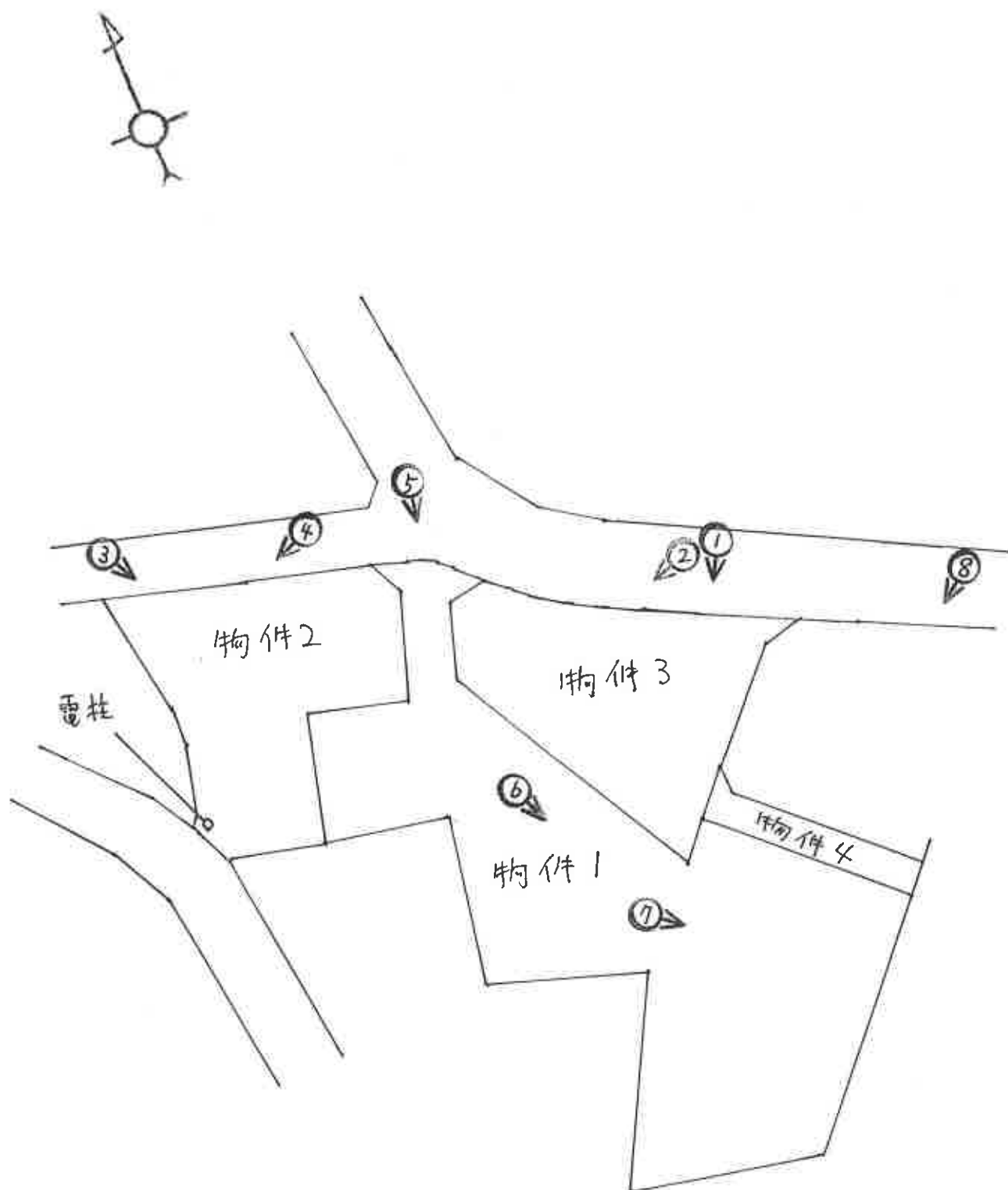
令和3年5月7日
（横浜地方方法務局西湘二宮支店登録）
横浜地方方法務局

登記官



写真撮影位置図

←○は写真撮影位置・方向



①

物件 1

物件 3



②

物件 1

物件 3



③

物件 1

物件 2



④

物件 2



⑤

物件 3

物件 1

物件 2



⑥

物件 1



⑦

物件 1



⑧

物件 4



求意見書

藤原新一殿

令和 7年 3月27日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 別所 泰保

別紙物件目録記載の不動産につき、売却基準価額を、別紙のとおり変更することについて、意見を求めます。

本書面を受け取った日から16日以内に、下記欄に記載をして提出してください。

意見書

売却基準価額の変更は、

- (1) 相当である。
(2) 不相当である。

(3) その他

令和 7 年 3 月 27 日
評価人

藤原新一

物 件 目 録

- | | | |
|----|-----|---------------|
| ☆1 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢 |
| | 地 番 | 1964番20 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 1957平方メートル |
| ☆2 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢 |
| | 地 番 | 1964番177 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 743平方メートル |
| ☆4 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢 |
| | 地 番 | 1964番179 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 106平方メートル |

(別紙)

[illegible]

横浜地方裁判所小田原支部
不動産競売係 御中

上 申 書

令和 5 年 10 月 10 日
評価人 藤原 新一

令和 3 年(ケ)第 70 号の評価書につきまして、物件 1・2・4 を一体地として個別に売却した場合の評価額を下記のとおり上申致します。

第 1 評価額

一 括 (物件1・2・4) 価 格 (合計)	
金 28, 320, 000 円	
内 訳 価 格	
1 (土地)	金 19, 750, 000 円
2 (土地)	金 7, 500, 000 円
4 (土地)	金 1, 070, 000 円

第2 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1・2・4 一体地

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	土地価格 (円)
1	31,700	65	20,600	×1,957	= 40,310,000
		100			
2	31,700	65	20,600	×743	= 15,310,000
		100			
4	31,700	65	20,600	×106	= 2,180,000
		100			

◇個 別 格 差：一体地として売却する場合に比し地積が少なく、一体地として売却する場合に比べて市場性に優るが、依然として標準的な画地規模よりやや大きく、形状がやや劣り、土地内の高低差があること、隣接地との境界が判然としていないこと等の個別的要因を勘案し、上記のとおり。

なお、標準画地価格は、令和3年（ケ）70号における評価書記載の単価（31,700円/㎡）を採用している。

第3 評価額の判定

以下、各物件につき前記により求めた価格を基に、所要の修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	評 価 額 (円)
1	40,310,000		× 1.0	× 0.7	× 0.7	= 19,750,000
2	15,310,000		× 1.0	× 0.7	× 0.7	= 7,500,000
4	2,180,000		× 1.0	× 0.7	× 0.7	= 1,070,000
合 計						28,320,000

占有減価修正：必要なし。

市 場 性 修 正：買受適格証明書が必要であり、買主が限定される。有効需要の観点から市場性が劣ることを考慮して、市場性修正による減価率－30%と判定した。

競売市場修正：－30%と判定した。

令和 3 年 (ケ) 第 70 号
令和 3 年 7 月 17 日 現地調査
令和 3 年 8 月 6 日 評価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤 原 新 一

第1 評価額

一括価格(合計)	
金29,980,000円	
内訳価格	
1(土地)	金16,680,000円
2(土地)	金6,340,000円
3(土地)	金6,060,000円
4(土地)	金900,000円

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、瑕疵担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
3		
4		
特 記 事 項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|---------------|
| 1 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢 |
| | 地 番 | 1964番20 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 1957平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢 |
| | 地 番 | 1964番177 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 743平方メートル |
| 3 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢 |
| | 地 番 | 1964番178 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 711平方メートル |
| 4 | 所 在 | 足柄下郡湯河原町吉浜字兎沢 |
| | 地 番 | 1964番179 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 106平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1乃至4一体地）

位 置・交 通	JR東海道本線「真鶴」駅の北西方約1.2km（道路距離）、バス停留所「兎沢」から徒歩約1分に位置する。	
付 近 の 状 況	農地、雑種地の外一般住宅も混在する地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他	非線引都市計画区域 無指定 50% 100% なし ・景観計画区域（町全域） ・土砂災害警戒区域（土石流） ・農業振興地域内（非農用地）
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口・奥 行	3,517㎡（登記簿地積合計） 不整形地 北側から東側接道間口約84m 奥行約61m
自 然 的 条 件	地 勢 日 照 水 量 土 壌 の 肥 沃 度 耕 作 の 難 易	北西側隣接地よりかなり低く接面し、敷地内高低差は約10mほどあり、北西方から南東方へ傾斜している。 普通 普通 休耕状態である畑であり、劣る。 休耕状態である畑であり、劣る。
接面道路の状況	北西側から南東側幅員4.9mから8.5m舗装町道（建築基準法第42条1項1号）と約84m程度、西側幅員4.6m舗装町道（建築基準法第42条1項1号）と約2m程度接面。	
土地の利用状況等	物件1の一部が通路化されている休耕状態である畑である。 （土地利用概況図のとおり）	

供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	引込可 なし なし
特記事項①	【物件1について】 公簿地目は畑であり、目的土地の湯河原町農業委員会の回答は以下のとおりである。 ・転用許可書等の有無とその内容：有 ・許可年月日：平成28年2月18日 ・許可条項：農地法第4条 ・転用目的：資材置場 ・県からの指示事項：－ ・賃借権等その他の使用及び収益を目的とする権利に関する許可に関する事項：無 ・買受適格証明書の要否：要 ◇ 上記のように過去資材置場として利用されていた経緯があり、現に耕作されているわけではない。 ◇ 接面道路から物件1の中心部へと通路化されている状況が見受けられたが、舗装がされているわけではなく、灌木等の伐採乃至草刈り等を施すことにより耕作は可能である。	
特記事項②	【物件2乃至4について】 公簿地目は畑であり、目的土地の湯河原町農業委員会の回答は以下のとおりである。 ・転用許可書等の有無とその内容：無（許可を得る必要がない案件である。） ・賃借権等その他の使用及び収益を目的とする権利に関する許可に関する事項：無 ・買受適格証明書の要否：要 ◇ 現在休耕状態にある畑である。	
特記事項③	◇ 物件2と隣地についての境界は一部確認できたものの、すべての境界杭等を確認できず、樹木・灌木・雑草で覆われている部分が多く、土地の全ての部分に立ち入ることができなかった。そのため、目的土地の一部が隣接地に越境している可能性は否定できない。 ◇ 物件2土地上に電柱が1本存している。 ◇ 西側町道は、幅員が4m未満の部分は建築基準第42条2項道路に該当する。 ◇ 一体地として、所有者が畑（休耕地）の状態で占有している土地であり、買受適格証明書が必要となる。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1乃至4一体地（土地）

物件1乃至4の現況は（休耕状態にある）畑として利用されているので、当該土地の性格等を目的土地の価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	土地価格 (円)
1	31,700	55	17,400	×1,957	= 34,050,000
		100			
2	31,700	55	17,400	×743	= 12,930,000
		100			
3	31,700	55	17,400	×711	= 12,370,000
		100			
4	31,700	55	17,400	×106	= 1,840,000
		100			

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価調査基準地 湯河原（県）－3

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{地価調査価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 43,800 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{98.5}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{136} & = & 31,700 \text{ 円/㎡}
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和2年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：補正の必要なし。

◇地 域 格 差：地価調査基準地の所在地域は対象地域に比し街路条件、交通接近条件、環境条件等の総合格差で上記のとおり。

◇個 別 格 差：物件1乃至4を一体画地として認定して、個別格差を判定し、形状が劣り、規模が大きく、土地内の高低差があること、隣接地との境界が判然としていないこと等の個別的要因を勘案し、上記のとおり。

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、所要の修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	評 価 額 (円)
1	34,050,000		× 1.0	× 0.7	× 0.7	= 16,680,000
2	12,930,000		× 1.0	× 0.7	× 0.7	= 6,340,000
3	12,370,000		× 1.0	× 0.7	× 0.7	= 6,060,000
4	1,840,000		× 1.0	× 0.7	× 0.7	= 900,000
一 括 価 格 (合 計)						= 29,980,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：買受適格証明書が必要であり、買主が限定される。有効需要の観点から市場性が劣ることを考慮して、市場性修正による減価率－30%と判定した。

競売市場修正：－30%と判定した。

第6 参考価格資料

1. 地価調査価格 湯河原（県）－3

所 在：足柄下郡湯河原町吉浜字起請畑 1921 番 59
価 格：43,800 円／m²
位 置：JR 東海道本線「真鶴」駅約 1.4km
価 格 時 点：令和 2 年 7 月 1 日
地 積：224 m²
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：南西側 3.6m 町道
用 途 指 定 等：第一種住居地域（建蔽率 60%，容積率 200%）
地 域 の 概 要：中規模一般住宅、別荘が建ち並ぶ住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和 3 年度）

物件 1	19,930,088 円
物件 2	56,468 円
物件 3	54,036 円
物件 4	8,056 円

第7 附属資料の表示

位置図

公図写（A 3 判から A 4 判へ縮小）

地積測量図写（A 3 判から A 4 判へ縮小）

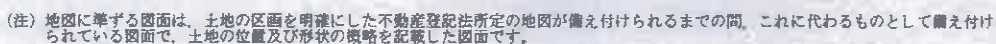
土地利用概況図

位置図



1:10,000 相当

公 函 寫



吉浜

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局西湘二宮支局管轄)

令和3年5月7日

横浜地方法務局

登記官

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：平成28年1月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方方法務局西湘（宮室信徳））

令和3年5月7日

横浜地方方法務局

登記官

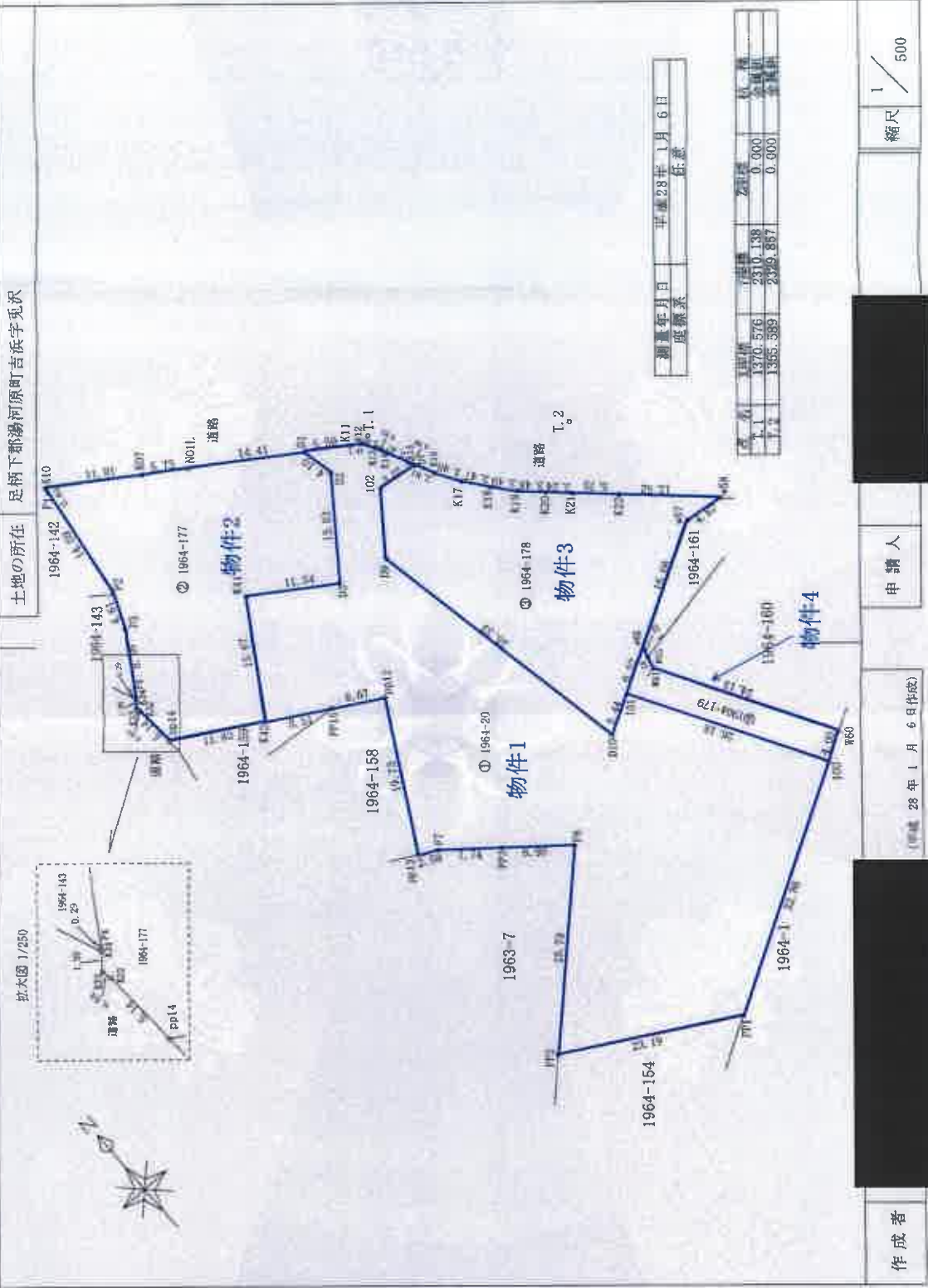
請求番号：89-2

(1/2)

地積測量図

地番
1964-20, 1964-177,
1964-178, 1964-179

土地の所在
足柄下郡湯河原町吉浜字瓦沢



本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方公務局西湘一宮支局管轄)
令和3年5月7日 横浜地方公務局

地積測量區

地番	1964-20, 1964-177, 1964-178, 1964-179
土地の所在	足柄下郡湯河原町吉

求而致

NO	1954-20	n	Yn-1-Yn-1	Xn
31	1374.104	307.107	-9.96	-5349.934424
D2	370.12	303.999	-7.99	-16.23460
D3	1359.268	295.38	-17.76	-4.6703488
D4	16.51	285.93	-16.11	4.713841
L42	1392.417	277.378	-1.32	-1850.970004
PP15	1316.268	2264.701	13.3	13240.262176
PH12	1344.992	2280.805	-3.87	8210.494008
PH13	1327.191	280.917	-7.11	-911.264716
P7	1326.681	2283.191	1.282	10886.735860
PP3	1331.700	2279.101	12.916	17077.077220
P4	116.149	96.107	-1.11	-11.11111111
PP2	1298.02	2277.776	1.82	313.073704
PP1	1286.628	2297.81	48.483	62869.59376
100	131.096	376.11	5.17	19426.1901
010	1351.754	2313.19	-17.86	-23660.612948
010	1353.075	2308.459	-1.23	13848.870725
101	117.800	301.101	-1.61	-11.61111111
102	341.672	301.101	10.11	111.61111111
01	354.070	2312.065	-4.70	-1331.793900
K15	341.871	3311.123	-1.26	-396.352111
K14	368.079	310.310	-1.11	-11.11111111
K13	368.656	2310.093	-1.469	-110.558664
K12	1370.330	301.101	-1.71	-17.18309
K11	1371.116	2307.66	-6.81	-8040.799964
				-391.141116
				1111.61111111

	Xn	Yn	Vn+1 - Vn-1	Xn - (Yn+1 - Yn-1)
07	1364.070	2312.085	-6.189	-1422.228230
102	1364.652	2307.098	-10.112	-1379.951612
09	1357.602	2501.913	1.361	1847.968222
101	1354.078	2308.195	1.923	1832.800111
100	1325.754	2313.196	9.235	1322.746642
-2	1328.715	2318.432	19.737	674.403965
57	1336.917	2322.932	19.338	285.5330946
58	1336.353	2337.770	-4.363	-381.7146109
122	1344.616	2340.580	-13.401	-1802.241546
121	1348.768	2324.969	-6.580	-3874.880280
10	1350.973	2222.000	4.881	-667.179713
119	1353.404	2319.508	-4.791	-646.4158511
619	1353.404	319.508	-4.369	-5924.450701
818	1356.029	2317.209	-3.922	-5529.292702
N17	1358.811	2315.139	-3.922	-1180.824
16	1351.766	313.87	-3.051	-1423.087893
				711.5425665

[illegible][illegible]

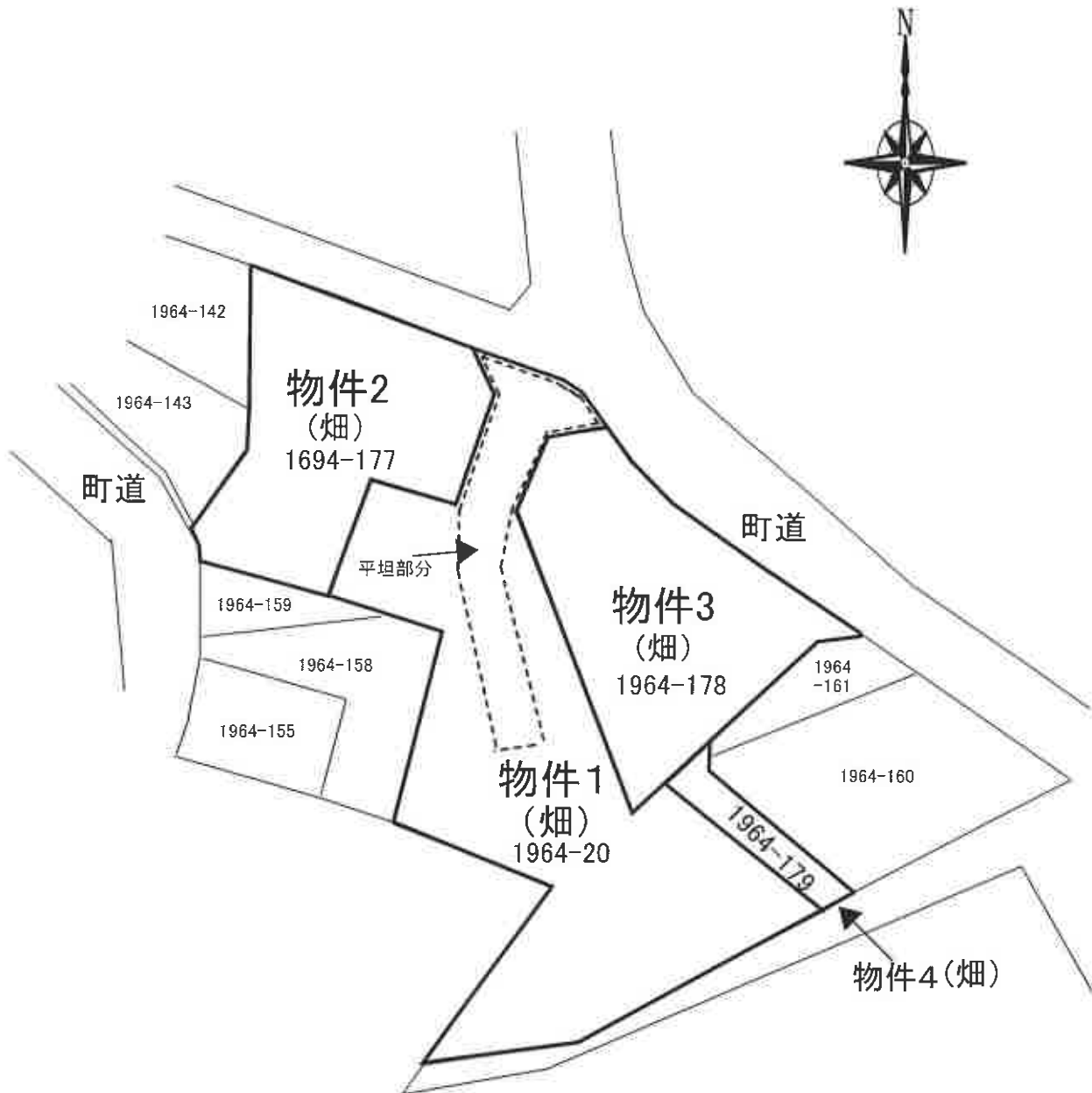
知成作

申請人

縮尺

平成 26 年 1 月

土地利用概況図



※土地の利用の概況を図示したものであり
正確な位置関係を示したものではない